

【幼稚園こども園用】令和5年度版

自然災害発生時、警報発表・避難情報発表時等に伴う園の対処について

袋井市教育委員会・袋井市立浅羽東こども園 [Tel 23-3033]

令和5年4月7日より実施

令和4年度に各家庭に配布している「自然災害発生時の対応」は、令和2年以前の静岡県教育委員会作成の「危機管理マニュアル作成の手引き」を基に作成したものである。現在の静岡県の「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」に合わせ「弾道ミサイル等発射に係る」Jアラートの静岡県内への発令や原子力災害時の対処等を加える。

1 台風、暴風、急速に発達する低気圧等の災害  
(1) 気象庁などから出る気象情報により判断する場合

		登園前	登園中	在園時	降園手段
気象情報	特別警報 または 暴風警報	午前6時30分【発表中】 自宅待機 午前10時【発表中】 休園 午前10時までに【解除】 登園		園待機 ※警報発令の前に降園させることが望ましい。	【解除】 安全を確認した後保護者に引き渡し 降園時刻以降も【発令中】 原則 保護者に引き渡し 状況により園待機
	その他の警報 大雨、大雪、 洪水、暴風雪、等	原則 登園		原則 活動継続	原則 通常通りの降園
*状況によっては、子供の安全を第一に考え、上記とは異なる対処を行う場合があります。					

【補足】

ア：登園前の対処について

- ・自宅周辺が風水害の影響により、子供が安全に登園することができないときは、速やかに園に連絡してください。

イ：降園手段について

- ・自宅周辺が風水害の影響により、保護者が引き取りに行くことが困難な場合は、速やかに園に連絡をしてください。
- ・学区内に土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域がある場合には、解除されても、保護者に引き渡しをすることもあります。

ウ：給食について

- ・給食実施か否かの判断は、原則として前々日の午後5時までに、教育委員会より各園に連絡します。自宅待機後に登園する場合は、弁当持参となります。

(2) 袋井市が出す避難情報等により判断する場合

※袋井市から発表された避難情報に該当する地区が園区内にある園が対応する。

		登園前	登園中	在園時	降園手段
避難情報等	高齢者等避難警戒レベル3	午前6時30分【発表中】 自宅待機		園待機 ※警報発令の前に降園させることが望ましい。	【解除】 安全を確認した後保護者に引き渡し 降園時刻以降も【発令中】 原則 保護者に引き渡し 状況に応じて園待機
	避難指示警戒レベル4	午前10時【発表中】 休園			
	緊急安全確保警戒レベル5	午前10時までに【解除】 登園			
気象庁等から出る 河川水位や雨の情報 ・警戒レベル相当情報 ・土砂災害警戒情報 ・氾濫警戒情報		*状況によっては、子供の安全を第一に考え、上記とは異なる対処を行う場合があります。 左の情報（土砂災害警戒情報・氾濫警戒情報）は気象庁「キキクル」で、確認できます。			

【補足】

ア：「警戒レベル」と「警戒レベル相当情報」について

- ・袋井市が出す避難情報等（警戒レベル）によって原則判断をします。その他、気象庁等から出る河川水位や雨の情報（警戒レベル相当情報）により、各園の実情で判断する場合があります。

イ：再開について

避難情報が解除されていなくても危険が回避できることが確認できれば、登園とします。その場合は園からメール等で連絡します。

ウ：給食について

自宅待機後に登園する場合は、原則弁当持参となります。給食実施が可能な場合は、園からメール等で、連絡します。

2（竜巻）や事故等の影響による停電発生に伴う対処

	登園前	在園時	降園手段
園が停電となった場合	午前6時30分の時点で 原則 休園	原則 活動中止	安全を確認した後保護者に引き渡し

【補足】登園前の対処について

- ・停電時においても、園生活における環境条件が整い、かつ子供の登降園時の安全が確保することができる場合は、開園（始業時刻を遅らせる又は通常どおり）とする場合があります。その場合は園から家庭に連絡します。
- ・電気及び水道が不通の場合には原則休園とします。この場合は園ごとの措置とし、電気・水道の両方が復旧するまで継続する。

【放課後児童クラブについて】

- ・下校後、暴風警報又は特別警報が発表された場合や登校後、台風等の接近に伴い短縮日課となった場合、児童は放課後児童クラブに登所し、保護者への引き渡しが完了し次第、放課後児童クラブを閉所します。
- ・登所後、暴風警報又は特別警報が発表された場合は状況に応じて速やかな迎えを依頼し、安全を確認した後保護者への引き渡しを行います。資料（内閣府 防災ホームページより）

**避難情報のポイント解説** もっと詳しく知りたい人向け

国土交通省・気象庁・都道府県から出される  
河川水位や雨の情報（警戒レベル相当情報）

**■ キキクル（危険度分布）で、お住まいの地域の状況を確認しましょう**

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報<sup>※</sup>が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報「キキクル（危険度分布）」を確認してください。紫色は危険度が高いことを示しています。

住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。

土砂キキクル  
(1kmメッシュ)

紫：崖・溪流の近くは危険

浸水キキクル  
(1kmメッシュ)

紫：低地は危険

洪水キキクル

紫：河川沿いは危険

※市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、大雨警報などがあります。

**■ 市区町村が出す警戒レベル3又は警戒レベル4（避難情報）で必ず避難しましょう**  
**気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に早めの避難をしましょう**

避難情報等 (警戒レベル)			河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	防災気象情報(警戒レベル相当情報) 流水の情報(河川) 土砂災害の情報(雨)	
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	5 出警 氾濫発生情報 大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~				
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等避難	高齢者等避難	3 氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2 出警 氾濫注意情報
1	多量気象悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1 出警 ———

市区町村長は、河川や雨の情報（警戒レベル相当情報）のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等（警戒レベル）の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年度)」  
[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3\\_hinanjouhou\\_guideline](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline)

### 3 地震による災害

#### ア 地震発生時

市内	登園前・登園中	在園時	降園手段
震度 4 以下を観測	<u>原則</u> 開園	<u>原則</u> 活動継続	<u>原則</u> 安全を確認した後、通常通りの降園
*被害状況によっては、子供の安全を第一に考え、上記とは異なる対応を行う場合があります。			
震度 5 弱以上を観測	<u>原則</u> 休園	<u>原則</u> 活動中止	<u>原則</u> 安全が確認されるまで園待機 安全を確認した後保護者に引き渡し

#### 【補足】

##### (1) 登園前の対応について

- ・前日午後 7 時から当日午前 6 時の間に発生した地震に対し、午前 6 時の時点において上記のように対応します。前日の降園後から午後 7 時の間に地震が発生した場合は、必要に応じて通知します。
- ・自宅周辺が地震の影響により子どもが安全に登園することができないときは、速やかに園に連絡してください。

##### (2) 降園手段について

- ・自宅周辺が地震の影響により、保護者が引き取りに行くことが困難な場合は、速やかに園に連絡してください。

#### イ 津波警報等発表

	登園前	登園中	在園時	降園手段
津波注意報	<u>原則</u> 開園		<u>原則</u> 活動継続	<u>原則</u> 通常通りの降園
*状況によっては、子供の安全を第一に考え、上記とは異なる対応を行う場合があります。				
津波警報 大津波警報 (特別警報)	休園		活動中止 園待機	警報が解除され、安全が確認されるまで園待機 安全を確認した後保護者に引き渡し

#### 【補足】

##### (1) 登園前の対応について

- ・午前 6 時 30 分の時点において上記のように対応します。
- ・津波注意報発表時、子供が安全に登園することができないときは、速やかに園に連絡してください。

##### (2) 降園手段について

- ・津波注意報発表時、子供が安全に降園することができない場合や保護者が引き取りに行くことが困難な場合は、速やかに園に連絡してください。

#### ウ 南海トラフ地震に関連する情報発表時

##### 令和 4 年度版 (修正前)

	登園前	登園中	在園時	降園手段
定例に関する情報	開園		活動継続	通常通りの降園
臨時に関する情報※ 1	<u>原則</u> 開園		<u>原則</u> 活動継続	<u>原則</u> 通常通りの降園
臨時に関する情報※ 2	<u>原則</u> 休園		<u>原則</u> 活動中止 降園準備	保護者に引き渡し、または留め置き

##### 令和 5 年度版 (修正後)



	状況	対応
南海トラフ地震 臨時情報	調査中	<u>原則</u> 通常保育
	巨大地震警戒 (発生地震が M8 以上)	<u>原則</u> 通常保育
	巨大地震注意 (発生する地震が M7 以上) (ゆっくりすべりの場合)	<u>原則</u> 通常保育
	調査終了	<u>原則</u> 通常保育
園が所在する地域で震度 5 弱以上の地震が発生したとき		直ちに教育活動を中止
園が所在する地域で震度 4 以下の地震が発生したとき		通常保育、 ただし状況に応じて保育中止

#### 【放課後児童クラブについて】

- ・地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された時、および震度 5 弱以上の地震が発生した時、開所しない。
- ・登校前に大津波警報・津波警報が発表された時、開所しないが、登園となった場合は開所する。

#### 4 「弾道ミサイル等発射に係る」Jアラートの静岡県内への発令（内閣官房国民保護ポータルサイトにより）

##### (1) 弾道ミサイル発射に係るJアラートが静岡県内に出された場合

(R5年度より追加)

登園前（家庭）	登降園中	在園中（園）
自宅待機	避難行動 ・近くのできるだけ頑丈（コンクリート造り）な建物や地下等などに避難。 ・電車やバスに乗車している場合には、事業者の指示に従う。 ・スクールバス乗車中の場合は、バスを降り近くの建物に避難するか、バスに乗車したまま比較的安全な場所（トンネル等）に移動し、退避姿勢をとる。	保育活動中止 安全確認ができるまで園内で避難態勢を続ける。
<p>「弾道ミサイル落下時の行動について」  <a href="https://www.kokuminhogo.go.jp/kokuminaction/index.html">https://www.kokuminhogo.go.jp/kokuminaction/index.html</a> による。                      ○屋外にいる場合は近くの建物の中か、地下に避難。                      ○建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。                      ○屋内にいる場合は窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。</p>		

##### (2) Jアラートにより通過または落下場所についての情報が出された後に安全確認がとれた場合

登園前（家庭）	登降園中	在園中（園）
登園	登園（降園）	保育活動再開 通常通り降園

##### (3) 万が一、近くにミサイルが着弾した場合

- ・弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、情報収集に努め、行政からの指示に従って行動する。
- ・屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- ・屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ・被害の内容が明らかになったら、新たな指示に従って行動する。

「臨時休業」の実施や授業再開の指示、袋井市危機管理課からの情報等についてはメール等を通して保護者に連絡します。

#### 5 原子力災害（浜岡地域原子力災害広域避難計画による UPZ 内にある園の場合）(R5年度より追加)

警戒事態又は施設敷地緊急事態	全面緊急事態	避難指示・一時移転
県内で震度6以上の地震が観測された時など 発電所の全交流電源が喪失した状態が継続した時など	原子炉を冷却する全ての機能を喪失した時など	放射性物質の漏洩した時など 500μSv 超過 数時間以内を目安に区域を特定し、速やかに（1日以内を目安）避難するよう指示が出ます。 20μSv 超過 1週間程度内に移転する一時移転の指示が出ます。 0.5μSv 超過 飲食物を検査する区域を決め、検査。結果によって接種制限を行います。
登園途中 自宅に近い場合は帰宅 園に近い場合は登園 在園中 屋内退避と保護者引き渡し。 郊外活動 UPZ内の場合は帰園。 UPZ外の場合は園からの指示を待つ。	児童生徒を屋内退避。 屋内で保護者への引き渡し。	保護者への引き渡し中断。 教職員は在園児童生徒と市が指定する一時集合場所に徒歩等で移動し、バス等で避難。（バス等の確保は、静岡県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う。） 搬送体制が整うまでは屋内退避。 教員が児童を引率して避難した際、保護者への引き渡しは避難先で行う。 袋井市の避難先は三重県と福井県。

UPZとは緊急時防護措置を準備する区域（原子力発電所から概ね31km圏内）のことで、袋井市の全域がUPZ内に指定されています。

